

有田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

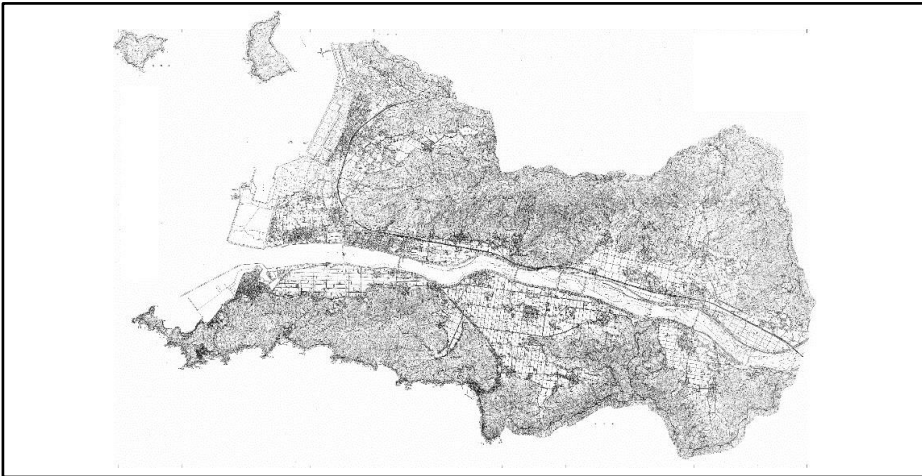
2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：有田市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



初島町浜、初島町里、港町、箕島、新堂、山田原、下中島、宮原町滝、宮原町滝川原、宮原町道、宮原町畑、宮原町新町、宮原町東、宮原町須谷、宮崎町、古江見、野、山地、辻堂、千田、星尾、糸我町西、糸我町中番

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間：平成29年度～平成38年度（10年間）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
AP作成											
戸別訪問											

4. 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する
- 不在の場合は、資料をポストイングする
- 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する

5. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報誌による周知

6. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び和歌山県建築士会と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- 実績の公表は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。